

きりゅう暮らし応援事業

誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、移住・定住の促進や空き家・空き地の活用を目的とした4つの助成制度を実施します。※条件がありますので、事前にお問い合わせください。

各助成の併用は可能ですが、加算補助項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみが適用されます。

申し込み=住宅取得応援助成は4月19日（金）から、それ以外は4月22日（月）から、直接各担当課へ。

※空き家利活用助成・空き家除却助成は、5月10日（金）時点で、申し込みが多数の場合は抽せんとなります。

住宅取得応援助成

募集件数=予算の範囲内

問い合わせ=建築住宅課住宅係（☎内線633）

対象	市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する人
補助額	基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い額
基本補助	住宅取得金額の3パーセントで上限20万円 ※併用住宅は、居住部分のみ補助対象
加算補助	①夫婦加算（10万円）／②ひとり親加算（10万円）／③三世代同居加算（10万円）／④移住加算（40万円）／⑤若者Uターン移住加算（80万円）／⑥子ども加算（中学生以下の子ども1人につき20万円）／⑦誘導区域加算（10万円）／⑧市内業者加算（10万円）／⑨空き家・空き地バンク加算（20万円）／⑩通勤加算（20万円）

空き家除却助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数=各10件程度（予算の範囲内）

問い合わせ=空き家対策室空き家対策係（☎内線736）

▶跡地利用制限なしの除却

対象	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事
補助額	対象工事費の50パーセントで上限30万円

▶移住者限定跡地利用制限ありの除却

対象	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事で、跡地に移住者が住宅を新築する場合
補助額	対象工事費の50パーセントで上限50万円

▶不良住宅などの除却

対象	1年以上居住その他の使用がなく、著しく損傷している空き家の除却工事※市の事前調査が必要
補助額	対象工事費の80パーセントで上限100万円

住宅リフォーム助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数=210件程度（予算の範囲内、先着順）

問い合わせ=建築住宅課住宅係（☎内線633）

対象	市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事（1住宅につき1回限り、かつ1申請者につき1回限り）
補助額	基本補助額と加算補助額の合計で上限30万円
基本補助	上限20万円（補助率は対象工事費の10パーセント）※子育て世帯は対象工事費の20パーセント
加算補助	工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯の各工事で、上限10万円（補助率は対象工事費の10パーセント）※子育て世帯は対象工事費の20パーセント

空き家利活用助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数=全体で8件程度（予算の範囲内）

問い合わせ=空き家対策室空き家活用係（☎内線367）

▶空き家利活用

対象	1年以上居住していない住宅のリフォーム工事
補助額	基本補助と加算補助の合計のうち、対象工事費の50パーセントで上限70万円
基本補助	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限20万円
加算補助	①移住加算（40万円）／②子ども加算（中学生以下の子ども1人につき20万円）／③空き家・空き地バンク加算（20万円）／④性能向上加算（工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円）／⑤ファミリー加算（2人以上の世帯の場合15万円）

▶移住者限定空き家利活用

対象	市外から移住し、1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事
補助額	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の3分の2で上限100万円

